

2020年5月26日

お客さま各位

一般財団法人 関東電気保安協会

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言解除を  
受けての当協会の対応について

平素は、当協会の業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当協会では従来より感染症予防対策を実施して参りましたが、2020年5月25日に政府の緊急事態宣言が解除されたことを受け、今後もお客さまと職員の安全と感染拡大防止を第一と考え、以下のとおり対応することといたしました。

**【保安管理業務】**

保安管理業務は国民が生活を送るために不可欠なサービスを提供する事業の一端を担っており、ご契約をいただいているお客さま事業場の点検に際しては職員に十分な感染拡大防止策を講じたうえで実施してまいります。

- ・点検（月次点検・年次点検）に先駆け、担当者より予め点検日時を確認させていただいたうえで実施いたします。
- ・電気事故の対応については、通常どおり対応いたしますので、電気設備に異常等が発生した場合は「電気工作物の点検結果報告書」の右上に記載されている電気設備異常時のフリーダイヤルへご連絡くださるようお願いいたします。

**【調査業務】**

5月27日より埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県における電気設備安全点検（調査業務）を再開します。

これにより、5月11日より再開した栃木県、山梨県、静岡県及び、5月16日より再開した群馬県、茨城県を含め、当協会受託エリアの全都県の電気設備安全点検（調査業務）が再開となります。

以上